



# Case 06

## 耐震性と断熱性に優れた家

戸建住宅／岩手県／S様邸  
家族構成：夫婦+子供2人



**求めたのは耐震性と冬の暖かさ。**  
私の実家の山から切り出した材木を新居の一部として活用して家を建設しました。「長期優良住宅」のことは知っていましたが、「住宅性能評価」については施工会社の提案で知りました。そこでこの二つの制度を利用して耐震性や省エネルギー性を重視した家づくりを進め、竣工したのは2010年5月。夏を涼しく、冬を暖かく過ごし、快適に暮らしていたところに、あの東日本大震災がありました。もちろん地震の

### Interview

## 冬の寒さにも、大地震にも備えのある心強い家です。

揺れはひどかったし、近所では天井が落ちた店舗もあったくらいですが、私の家にはまったく損傷がありませんでした。頑丈さが証明された形になり自分の家を心強く思いました。しかも、地震の後の二日間の停電中も家のなかには暖かくストーブを使用しなくても寒さを感じることがありませんでした。断熱性能の高さに本当に驚きました。

**気密性能と断熱性能の高さを実感しています。**

断熱材の厚さは壁が30cm、屋根・天井が60cm、窓はペアガラスの内側にもう一枚ガラスをプラスして熱を逃がさないようになっているんです。気密性・断熱



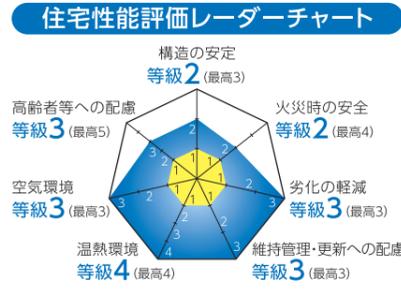
壁には、断熱材・吹き込み用セルロースファイバーをしっかりと施工

**ポイント**  
暖房に使用するエネルギーを抑えるためには、住まいの高断熱・高气密化が前提条件となります。S様邸のQ値熱損出係数は、1.0 w/m<sup>2</sup>・k。「次世代省エネルギー基準」の基準値を大きくクリア。省エネルギー対策等級について最高の等級4を取得しています。(Q値とは、断熱性能を数値的に表したもので、値が小さいほど熱が逃げにくい高断熱住宅といえます)

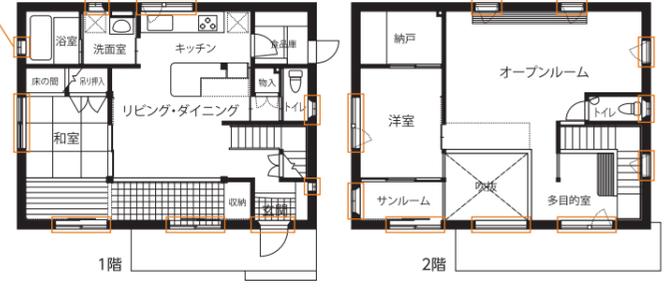


設計住宅性能評価書 長期優良住宅認定通知書

**【工事施工者 M社】より**  
S様のお宅は、省エネルギー対策の最高の等級4を取得している高断熱仕様で、光熱費のランニングコストを抑えることができます。東北の寒い冬も暖かく快適に暮らしていらっしゃいます。「長期優良住宅」の認定を取得し、長く住み続けられる家として維持してこうというS様の環境配慮への高い意識にお応えできる家を実現できたと思っています。



外壁 外壁には、厚さ30cmの断熱材を使用。しっかりと断熱して、暖房エネルギーを逃がなくしています。  
光・視環境 (単純開口率): 23%以上  
防犯(1階住戸の出入口): その他



# Case 07

## 万一の時の安心を得た家

戸建住宅／熊本県／O様邸  
家族構成：夫婦+子供2人



**「住宅性能評価」で、希望を反映した家に。**  
私の地元への転勤と長女の中学入学とが重なったことがきっかけで、地元の家を建てることになりました。家を建てる時まで「住宅性能評価」のことは知りませんでしたが、施工を依頼したE社から渡された家づくりのパンフレットの中に「住宅性能表示制度」についての説明があり、数字がいろいろ書かれていて、耐震？空気環境？なんだろうと思いました。それが構造の安定や温熱環境などの住宅性能を評価する評価項

### Interview

## 「建設住宅性能評価」取得は、確かな安心につながりました。

目だということを知りました。評価項目ごとに性能の等級や数値が把握できれば、望みどおりの性能の家づくりができるのであるほどこれはいい制度だなと思いました。性能面でこだわったのは、温熱環境。夏涼しく、冬暖かい省エネルギー住宅にしたいという希望を存分に反映した家ができました。

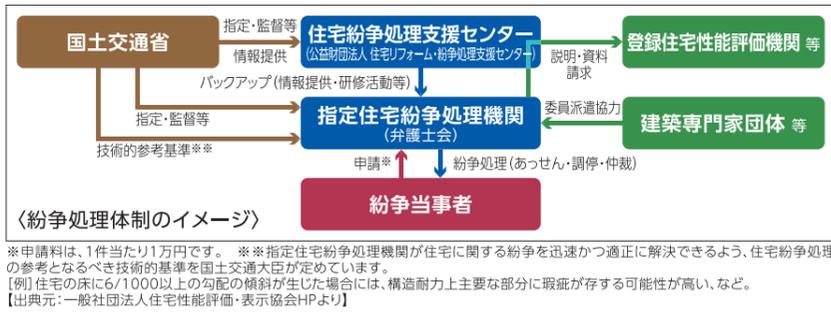
**万一の紛争発生時の備えにも。**

「建設住宅性能評価」を取得すると着工から竣工時まで4回の現場検査があります。建ってしまっただけでは確認できない部分を建設段階で第三者機関が検査と客観的な評価をしてくれるのは安心につながります

よね。また、もう一つの安心は、完成後に欠陥が見つかったトラブルが起こっても指定住宅紛争処理機関への申し立てができるということ。もちろんわが家は欠陥など心配していませんが、紛争処理に関することやこういう制度について誠意のある説明してくれる施工会社は信頼できると思います。もちろん住み心地にも満足しています。

### ポイント

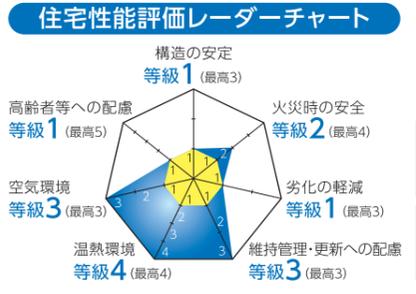
「住宅性能評価」は2種類あり、「設計住宅性能評価」と「建設住宅性能評価」の両方を取ると、欠陥問題など住宅に関する紛争が起きたとき、各地の弁護士会からなる指定住宅紛争処理機関に紛争の処理を依頼できます。指定住宅紛争処理機関による紛争処理には、「あっせん」「調停」「仲裁」の3種類があります。



〈紛争処理体制のイメージ〉  
※申請料は、1件当たり1万円です。 ※指定住宅紛争処理機関が住宅に関する紛争を迅速かつ適正に解決できるよう、住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準を国土交通大臣が定めています。  
【例】住宅の床に6/1000以上の勾配の傾斜が生じた場合には、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存在する可能性が高い、など。  
【出典元：一般社団法人住宅性能評価・表示協会HPより】



建設住宅性能評価書 設計住宅性能評価書



光・視環境 (単純開口率): 29%以上  
防犯(1階住戸の出入口): その他

